

～ 令和 8 年度 大蔵村保育所入所申請について ～

◎対象児童

生後8か月から就学前までの子どもで、保護者の就労等により、保育所等での保育を必要とする子ども

施設	対象児童 (令和 8 年 4 月 1 日時点の年齢)	備考
大蔵村保育所	0歳児（8か月以上の乳児）	5名以内
	1歳児	
	2歳児	
	3歳児～5歳児	

※村内在住の方で、令和 8 年度の途中に 8 か月に到達し入所を希望される方も、今回の申請期間内に申請してください。

◎受付

・受付期間・・・令和 7 年 11 月 4 日（火）～令和 7 年 11 月 21 日（金） 8：30～17：00

・受付場所・・・大蔵村教育委員会教育課 教育総務係（大蔵村中央公民館内） ※郵送不可

※申請書提出時に、申請内容にもとづいて聞き取りを行いますので、時間に余裕をもってお越しください。

・持 ち 物・・・①支給認定申請書

②就労証明書（会社等に勤務している場合）

③母子手帳（子どもの名前や健康状態の確認等でお借りする場合があります。）

※申請書類は、村ホームページからダウンロードできます。

（<https://www.vill.ohkura.yamagata.jp/soshikikarasagasu/kyoikuiinkai/2306.html>）

また、大蔵村教育委員会でも配付しております。

◎入所申請から入所決定まで

申請後、令和 8 年 1 月に教育委員会より決定通知書を発送いたします。

その後、大蔵村保育所において入所説明会及び聞き取りを行います。

◎注意事項

- ・現在保育所に入所中の児童については、申請は不要です。
- ・受付期間を過ぎてからの申請は、原則として入所の選考対象となりませんので、ご注意ください。
- ・保育所に入所できる児童は、父・母が仕事、または、家族が高齢や病気等の理由から家庭で保育することができないことが原則です。
- ・3歳未満児保育の入所は、施設の規模や職員数に限りがあり、保育の必要性の高い順に入所を決定するため、申請内容審査の結果、利用できない場合もございます。
- ・対象児童の健康状態について、村保健師より情報提供をいただく場合がありますので、ご了承ください。

【お問合せ】

大蔵村教育委員会教育課 教育総務係 担当：黒田 ☎75-2323

